高速道路株式会社法平成十六年法律第九十九号

目次

第二章 事業等(第五条—第十四条)第一章 総則(第一条—第四条)

第四章 罰則(第十八条—第二十三条)第四章 罰則(第十五条—第二七条)

生 一章 総則

(会社の目的)

第一条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路第一条 東日本高速道路株式会社、西日本高 4 株式会社、中日本高速道路株式会社、四日本高 4 修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済り、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済り、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

に規定する道路をいう。 (昭和二十七年法律第百八十号) 第二条第一項第二条 この法律において「道路」とは、道路法

国首 十九号)第四条第一項に規定する高速自動車 一 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七 げる道路をいう。

この法律において「高速道路」とは、

次に掲

一 道路法第四十八条の四に規定する自動車専門道路、以下「自動車専用道路等」と総称の部分のうち国土交通省令で定めるものを含む。)並びにこれと同等の規格及び機能を有む。)並びにこれと同等の規格及び機能を有む。)並びにこれと同等の規格及び機能を有い。)並びにこれと同等の規格及び機能を有い。)がでにこれと同等の規格及び機能を有い。)がでにこれと同等の規定により道路の部分に指定を受けたものにあってより道路の部分に指定を受けたものにあっては、当該指定を受けたものにあっては、当該指定を受けた。

の一以上に当たる株式を保有していなければな野三条 政府(首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社第四項において「首都高速道路株式会社社(第四項において「首都高速道路株式会社のび本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速

号)第百九十九条第一項に規定するその発行す会社は、会社法(平成十七年法律第八十六

大い。大い。大い。大は株式交換若しくは株式交付に際してをし、又は株式交換若しくは株式交付に際してをし、又は株式交換若しくは株式交付に際してをし、又は株式交換若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集規定する募集新株予約権(同号において「新株」とる株式(第二十二条第一号において「新株」とる株式(第二十二条第一号において「新株」と

に届け出なければならない。 したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣 3 会社は、新株予約権の行使により株式を発行

ない。 ・ 政府及び地方公共団体に協議しなければなら を保有する地方公共団体に、地方公 共団体にあっては政府及び他に当該会社の株式 会社の株式を保有する地方公共団体に、地方公 共団体にあっては政府及び他に当該会社の株式を保有する地方公共団体に、地方公 ときは、あらかじめ、政府にあっては他に当該 を保有する地方公共団体は、その保有する首都 2

(商号の使用制限)

第二章 事業等

(事業の範囲)

一 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第事業を営むものとする。 まる 会社は、その目的を達成するため、次の

及び管理 るための休憩所、給油所その他の施設の建設三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供す

査、測量、設計、試験及び研究災害復旧その他の管理並びに道路に関する調 基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、 地方公共団体その他政令で定める者の委託に 加三号の事業に支障のない範囲内で、国、

事業 は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる 五 本州四国連絡高速道路株式会社にあって

絡する鉄道施設の管理イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連

量、設計、試験及び研究 他政令で定める者の委託に基づき行う長大値のない範囲内で、国、地方公共団体その障のない範囲内で、国、地方公共団体その

ハ 前各号の事業に附帯する事業の 計画語 診験及で研究

・ 「日本は「日本」というでは、子はいいでは、「日本」と、「日本

交通大臣が指定するものに限る。)

交通大臣が指定するものに限る。)

交通大臣が指定するものに限る。)

東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森東日本高速道路株式会社 北海道、青森

四日本高速道路株式会社 福井県、滋賀 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀 西日本高速道路体県、熊本県、大分県、宮 岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮 岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、高知県、高知県、福 田県、島取県、島根県、岡山県、広島県、山 山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山 山県、鳥取県、高田県、 一本高速道路株式会社 福井県、 滋賀 西日本高速道路株式会社 福井県、 滋賀 西日本高速道路株式会社 福井県、 滋賀

| 4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交、測 | 事業を営むことができる。 | 4 会社は、第二項の規定によりその | 事業を営むこととされた高速道路以外の高速道に支 | 1 通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその

(協定)

会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業 (本州四国連絡高速道号から第三号まで及び第五号イの事業) に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通といいの場合において、会社は、あらかじめ、国項第一号から第三号までの事業(本州四国連絡高速道は出なければならない。

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号のらない。

2 会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する。 会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する事業の実施状況を勘案し、協定について検討できる。大規模な災害の発生その他社会経済情できる。大規模な災害の発生その他社会経済情できる。

(調査への協力)

第七条 会社は、国又は地方公共団体が、会社が第七条 会社は、国又は地方公共団体が、会社が協力しなければならない。

年法律第八十九号)の規定による一般の先取特2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九9 でける権利を有する。 受ける権利を有する。 電子の債権の弁済をがて他の債権者に先立って自己の債権の弁済を

(一般担保)

(代表取締役等の選定等の決議)

権に次ぐものとする。

| 及び解職並びに監査等委員である取締役若しく| 第九条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定

国を連絡する自動車専用道路等

(事業十回) び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 は監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交第十条 会社は、毎事業年度の認可を受けない。これを変更しようとするときければならない。これを変更しようとするときが、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の開始前に、国土交

(社債及び借入金)

第十一条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第一号に規定する短期社債を除ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十二条 会社は、国土交通大臣の認可を受けなければならなは、国土交通大臣の認可を受けなければならなま・一条 会社は、国土交通省令で定める重要な

(定款の変更等)

大臣に提出しなければならない。 項に規定する財務計算に関する諸表を国土交通 3 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、第一

第三章 雑叫

(監督)

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定

きる。 国土交通大臣は、この法律を施行するため特 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため特

(報告及び検査)

提示しなければならない。の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれをの項の規定により立入検査をする職員は、そ

い。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

(財務大臣との協議)

第十七条 国土交通大臣は、第三条第二項、第十年条 国土交通大臣に協議しなければならない。変更するものに限る。)の認可をしようとする変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与(会社)、監査役又は職員が、その職務を関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束で、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束でよって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、三年以下の懲役に処する。これに、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。とができないときは、その価額を追徴する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その役又は百万円以下の罰金に処する。 申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその

刑を減軽し、

又は免除することができる。

き。 の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったと四 第五条第五項後段の規定に違反して、同項

を受けなかったとき。
五 第十条の規定に違反して、事業計画の認可

金を借り入れたとき。

会を借り入れたとき。

会を借り入れたとき。

金を借り入れたとき。

金を借り入れたとき。

し、又は担保に供したとき。 第十二条の規定に違反して、財産を譲渡

せず、又は虚偽の書類を提出したとき。 た 第十四条第三項の規定による書類の提出をて、会計を整理したとき。

たとき。

第十五条第二項の規定による命令に違反し

K

(施行期日)

三項の規定は、公布の日から施行する。日から施行する。ただし、第五条第二項及び第日から施行する。ただし、第五条第二項及び第第一条 この法律は、日本道路公団等民営化関係

(会社の合併)

(明治四

第二十条 第十八条第一項の罪は、刑法

第二条 政府は、本州四国連絡高速道路株式会社第二条 政府は、本州四国連絡高速道路株式会社との合併に必要な社と西日本高速道路株式会社との合併に必要な社と西日本高速道路株式会社

第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の第三条 政府は、当分の間、法人に対する政府の項)の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 前項の規定によるほか、政府は、政令で定める会社が同項の保証契約に係る社債券又は利札に係る債務(外貨で支払われるものに限る。) について、務(外貨で支払われるものに限る。) について、

号) 抄 附 則 (平成一六年六月九日法律第八八

(施行期日)

下「施行日」という。)から施行する。を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して五年

七号) 抄 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八

。 この法律は、会社法の施行の日から施行す

九号) 抄附 則 (平成一七年七月二九日法律第八

ら施行する。
(施行期日等)
ら施行する。
(施行明日等)
(施行明日等)
(施行明日等)
(施行明日等)

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、こ で定める。 の法律の施行に関して必要な経過措置は、政令

号) 附 則 (平成二六年六月二七日法律第九

施行の日から施行する。 この法律は、会社法の一部を改正する法律の 附 則 (令和元年一二月一一日法律第七

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、会社法改正法の施行の日から施 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第 一号)抄

の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項び特定農水産業協同組合等による信用事業の再七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及 条の規定 構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機 法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する 保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規 設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第、第二十一条中民間資金等の活用による公共施 を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。) 二百六十九条の改正規定(「第六十八条第二項 二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中 公布の日

号 附 抄 ^則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

1

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定

公布の日